

事業 プロセス	環境配慮 方針/措置	基本計画段階	設計段階	工事段階	供用段階	留意事項
工 法 ・ 工 期	環境配慮方針01：現場発生材などの可能な限りの場内処理					
	/措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生残土、除却物は可能な限り場内処理し、建設廃棄物の場外搬出を最小化する。</li> </ul>	<p>【現場発生材などの場内処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事実施にあたり、十分な配慮を検討することとする。</li> </ul> <p>・掘削土は、土工計画に基づいて当該掘削部他の場内で処理し、場外に持ち出さないこととする。</p> <p>・建設発生残土、除却物は可能な限り場内処理し、建設廃棄物の場外搬出の最小化に努めるものとする。</p> <p>【現場発生材などのリサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生残土、除却物はリサイクル可能なものは再利用し、建設廃棄物の場外搬出の最小化に努めるものとする。</li> </ul>	<p>⇒土工において発生した掘削土は全て場内堆積とする計画ではあったが、工事段階で想定量を超える凝灰岩が掘り出され、計画値を超える掘削土量となった。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第三駐車場跡地の盛土量を当初計画より増やす</li> <li>●凝灰岩を細かく破碎し盛土法面に混入させる</li> <li>●外構部に設置する</li> </ul> <p>などの対策を行い、それでも処理しきれないもの（約2,000m<sup>3</sup>）に関してのみ、場外搬出とした。</p> <p>⇒1、2工区合同での、掘削による発生残土の検討を行った結果、2工区内での処理が決まり、当初設計運搬先（手稲山口処理場）が閉鎖となったので、東米里処理場への運搬を行った。</p> <p>⇒土工において発生した掘削土は全て場内堆積とし、場内で発生した伐採木は1工区でリサイクルし、枝類は小動物の住みかとしての再利用の為、場内に集積している。</p> <p>⇒場内で発生した伐採木は1工区でリサイクルし、枝類は小動物の住みかとしての再利用の為、場内に集積している。</p>		